墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改　正　案	現　行
（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）	〔同左〕
第１５条の４　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第１５条の４　〔同左〕
⑴　所得割　１００分の８０（一般被保険者に係る基礎賦課総額の１００分の５５に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）	⑴　所得割　１００分の６８（一般被保険者に係る基礎賦課総額の１００分の５５に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）
⑵　被保険者均等割　被保険者１人につき　３万１，２００円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の１００分の４５に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）	⑵　被保険者均等割　被保険者１人につき　２万７，６００円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の１００分の４５に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）
２　〔略〕	２　〔略〕
（基礎賦課限度額）	〔同左〕
第１５条の８　第１４条の４又は第１５条の５の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第１４条の４の基礎賦課額と第１５条の５の基礎賦課額との合算額をいう。第１９条及び第１９条の２において同じ。）は、５０万円を超えることができない。	第１５条の８　第１４条の４又は第１５条の５の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第１４条の４の基礎賦課額と第１５条の５の基礎賦課額との合算額をいう。第１９条及び第１９条の２において同じ。）は、４７万円を超えることができない。
（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）	〔同左〕
第１５条の１２　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第１５条の１２　〔同左〕
⑴　所得割　１００分の２３（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の１００分の５５に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）	⑴　所得割　１００分の２６（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の１００分の５５に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）
⑵　被保険者均等割　被保険者１人につき８，７００円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の１００分の４５に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）	⑵　被保険者均等割　被保険者１人につき９，６００円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の１００分の４５に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）
２　〔略〕	２　〔略〕
（後期高齢者支援金等賦課限度額）	〔同左〕

第１５条の１６　第１５条の１０又は第１５条の１３の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者及び退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第１５条の１０の後期高齢者支援金等賦課額と第１５条の１３の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第１９条及び第１９条の２において同じ。）は、１３万円を超えることができない。	第１５条の１６　第１５条の１０又は第１５条の１３の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者及び退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第１５条の１０の後期高齢者支援金等賦課額と第１５条の１３の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第１９条及び第１９条の２において同じ。）は、１２万円を超えることができない。
（介護納付金賦課額の保険料率）	〔同左〕
第１６条の４　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第１６条の４　〔同左〕
⑴　所得割　１００分の２０（介護納付金賦課総額の１００分の５０に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）	⑴　所得割　１００分の１６（介護納付金賦課総額の１００分の５０に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数）
⑵　被保険者均等割　被保険者１人につき　１万２，０００円（介護納付金賦課総額の１００分の５０に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額）	⑵　被保険者均等割　被保険者１人につき　１万１，１００円（介護納付金賦課総額の１００分の５０に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額）
２　〔略〕	２　〔略〕
（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）	〔同左〕
第１９条　保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、１世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、１世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は政令第２９条の７の２第２項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第１４条の４若しくは第１５条の５の額、第１５条の１０若しくは第１５条の１３の額、第１６条の２の額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、	第１９条　保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、１世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は１世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第１４条の４若しくは第１５条の５の額、第１５条の１０若しくは第１５条の１３の額、第１６条の２の額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は１世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する

１世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。	月から、月割をもって行う。
２・３　〔略〕	２・３　〔略〕
（保険料の減額）	〔同左〕
第１９条の２　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第１４条の４又は第１５条の５の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が５０万円を超える場合には、５０万円）及び第１５条の１０又は第１５条の１３の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が１３万円を超える場合には、１３万円）並びに第１６条の２の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が１０万円を超える場合には、１０万円）の合算額とする。	第１９条の２　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第１４条の４又は第１５条の５の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が４７万円を超える場合には、４７万円）及び第１５条の１０又は第１５条の１３の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が１２万円を超える場合には、１２万円）並びに第１６条の２の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が１０万円を超える場合には、１０万円）の合算額とする。
⑴　世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後５年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき地方税法第７０３条の５の規定の例により算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第３１４条の２第２項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者	⑴　世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後５年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき地方税法第７０３条の５第１項の規定の例により算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法第３１４条の２第２項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者
イ　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　２万１，８４０円	イ　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　１万９，３２０円
ロ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　６，０９０円	ロ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　６，７２０円
ハ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　８，４００円	ハ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　７，７７０円

⑵　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項に規定する金額に、２４万５，０００円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの イ　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　１万５，６００円 ロ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　４，３５０円 ハ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　６，０００円	⑵　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項に規定する金額に、地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）第５６条の８９第１項に定める額に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの イ　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　１万３，８００円 ロ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　４，８００円 ハ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　５，５５０円
⑶　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項に規定する金額に、３５万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前２号に該当する者以外のもの イ　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　６，２４０円 ロ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　１，７４０円 ハ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　２，４００円	⑶　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第３１４条の２第２項に規定する金額に、地方税法施行令第５６条の８９第４項に定める額に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前２号に該当する者以外のもの イ　基礎賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　５，５２０円 ロ　後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　１，９２０円 ハ　介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人につき　２，２２０円
（特例対象被保険者等の特例） 第１９条の３　世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被	〔新設〕

保険者等である場合における第１５条第１項及び前条の規定の適用については、第１５条第１項中「都民税額及び特別区民税額」とあるのは「都民税額及び特別区民税額（特例対象被保険者等の都民税及び特別区民税の課税標準である総所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額）」と、前条第１号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。）」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。	
（保険料に関する申告） 第２４条の２　保険料の納付義務者は、４月３０日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から３０日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年の所得につき地方税法第３１７条の２第１項の申告書が区長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。	第２４条の２　削除
（特例対象被保険者等に係る届出） 第２４条の４　特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。 ⑴　氏名及び住所 ⑵　特例対象被保険者等の氏名 ⑶　離職年月日 ⑷　離職理由	（保険料に関する申告） 第２４条の４　保険料の納付義務者は、４月３０日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から３０日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他区長が必要と認める事項を記載した申告書を区長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世

⑸　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 ２　前項の規定による届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１７条の２第１項第１号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。	帯に属する被保険者の前年の所得につき地方税法第３１７条の２第１項の申告書が区長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。
付　則	付　則
（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）	〔同左〕
第３条　当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第１９条の２の規定の適用については、同条第１号中「地方税法第７０３条の５の規定の例により算定した総所得金額」とあるのは「地方税法第７０３条の５の規定の例により算定した総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した額から１５万円を控除した額）」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。	第３条　当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第１９条の２の規定の適用については、同条中「地方税法第７０３条の５第１項の規定の例により、算定した総所得金額」とあるのは「地方税法第７０３条の５第１項の規定の例により、算定した総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した額から１５万円を控除した額）」とする。
（条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料減額の特例）	〔同左〕
第８条　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第１９条の２の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第１号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。	第８条　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第１９条の２の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第１号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。

（条約適用配当等に係る配当所得等に係る保険料減額の特例）	〔同左〕
第９条　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第１９条の２の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第１号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。	第９条　世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第３条の２の２第１２項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第１９条の２の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第１号中「同法」とあるのは「地方税法」とする。
（平成２２年度以降の保険料の減免の特例） 第１３条　当分の間、平成２２年度以降の第２４条第１項第２号の規定による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後２年を経過する月までの間に限る。」とあるのは、「該当する者（」とする。	〔新設〕

付　則

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、付則第８条及び第９条の改正規定は、同年６月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第１５条の４第１項、第１５条の８、第１５条の１２第１項、第１５条の１６、第１６条の４第１項、第１９条第１項、第１９条の２、第１９条の３及び第２４条の４の規定は、平成２２年度分の保険料から適用し、平成２１年度分までの保険料については、なお従前の例による。